見積り合せ方式　　年契第2749号

見積り合せ方式(2015.6.10)	
1　調達品名・数量	（品名）車両（二輪車）の運送の委託　（数量）1　（単位）式
2　納入期限・場所	仕様書のとおり
3　入・開札の日時及び場所	2015年6月19日（金）　午前 9時40分　日本郵便株式会社　中国支社（1階入札室）
4　入札者に求められる義務等	入札に参加を希望する者は、次に示す書類等を 2015年6月18日(木)午前 11時まで　に下記6に示す担当に提出すること。 提出された書類等を審査の結果、当該契約を履行できると認められた者に限り入札の対象者とする。 なお、提出した書類等について説明を求められたときはこれに応じなければならない。 （1）下見積書（様式適宜） （2）競争参加資格を有する者が、入札等を他の者に委任する時は委任状
5　落札者の決定	日本郵便株式会社が定める金額の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。 競り下げ案件（最高3回まで）
6　本件に関する問合せ先	〒730-8797　広島市中区東白島町１９－８ 日本郵便株式会社中国支社　経営管理本部　経営管理部　財務・会計担当　電話　082-224－5176
7　契約書等作成の要否	要
8　その他事項	（1）郵便入札　可（6月１８日（木）１７時必着。但し競り下げ参加不可） ※入札書のみを入れた封筒の表面に「契約件名」および「入札書在中」と赤書きの上、封印(上下2箇所)すること。 （2）入札に当たっては、次に掲載の入札者注意書等関係書類を熟読すること。 URL　http://www.japanpost.jp/ 日本郵政ホームページ → 会社情報 → 調達情報 → 入札に必要な各種様式 → 日本郵便株式会社用

仕　様　書

１　件名

車両（二輪車）の運送の委託

２　委託内容

日本郵便株式会社中国支社集配部集配基盤担当（以下「主管担当」という。）からの指示に従い、日本郵便株式会社の施設（郵便局、支社、本社）又は主管担当が指定する施設との間における車両をトラック等（以下「運送車両」という。）に積載の上で運送を行うこと。

３　対象車両

(1) 自動二輪車

日本郵便株式会社の業務に使用している９０cc 及び１１０cc のバイク

(2) 原動機付自転車

日本郵便株式会社の業務に使用している５０cc のバイク（スクータータイプ及び三輪車を含む。）

(3) 電動バイク

日本郵便株式会社の業務に使用している電動バイク（スクータータイプ及び三輪車（ルーフ付含む。）を含む。）

(4) 自転車

日本郵便株式会社の業務に使用している自転車（電動アシスト付自転車を含む。）

(5) リヤカー

日本郵便株式会社の業務に使用しているリヤカー

４　数量

(1) 別紙１「距離別運送車両数」のとおりとし、運送車両予定 9 両（上限：11 両、下限 7 両）とする。

(2) 予定数量は、二輪車等の両数ではなく、二輪車等を運送する運送車両の両数とする。

なお、距離別運送車両数は契約期間内における見込み運送車両数であり、距離ごと及び合計の数で増減する場合がある。

５　委託期間

契約締結日から 2015 年 3 月 31 日（木）まで

６　運送指示等

⑴　主管担当から別紙２「運送指示書」により行う。

⑵　運送指示書に基づき、受託者において内容の距離等の確認を行い、確認した内容を主管担当宛てにメールにより送信し、主管担当からその承認を得ること。

７　運送方法等

⑴　主管担当から交付された運送指示書に記載された車両のみ運送すること。

⑵　上記６⑵による承認を得た翌日から起算して、原則２０日以内に運送を完了すること。ただし、運送する積載車両が大量でありこれにより難い場合又は緊急を要する場合、運送先と調整の日がこれを超える場合は、主管担当と協議の上、主管担当から指示する期間内に運送を行うこと。

　なお、引取り及び搬入は、移動元及び移動先と調整してその日を決定する。

⑶　運送車両に積載する二輪車等の両数は、別紙３「運送車両に積載する二輪車等の両数」のとおり

⑷　運送車両の車種別の走行距離（１運送車両の運送１回当たり）の上限は、次のとおりとし、各車種の走行距離の上限を超える場合は、上位車種の料金を適用するものとする。

ア　１ｔ車：２００キロメートル

イ　２ｔ車：４００キロメートル

ウ　４ｔ車：１，０００キロメートル

エ　１０ｔ車：上限なし

⑸　別紙４「授受確認書」を運送した車両ごとに作成すること。

⑹　移動元及び移動先と事前に引取り及び搬入の日程を調整のうえ、行うことすること。

　なお、日程調整は引取り又は搬入をする日の前日から起算して３営業日（この仕様書において「営業日」は、行政機関の休日に関する法律に定める行政機関の休日以外の日とする。）

⑺　運送した車両は移動先社員が指示する場所へ搬入すること。

⑻　引取り及び搬入は原則として午前９時３０分から午後５時００分までに作業を完了すること。

⑼　運送に際しては、細心の注意を払い、車両の損傷や紛失をしないこと。

８　車両の引取り

⑴　移動元の社員等から次のものを受領し、二輪車等とともに運送すること。

　なお、二輪車等が複数ある場合は、車両ごとに受領すること。

ア　自動車損害賠償責任保険証明書

イ　自動車損害賠償責任保険標章（自賠責ステッカー）

ウ　軽自動車税廃車申告受付書又は市区役所・町村役場が発行する廃車証明書（譲渡証明欄に押印済みのもの）

エ　別紙４「授受確認書」（社員の記名・押印済みのもの）

(2) 車両の引取りを証明する書類（様式適宜）を、移動元の社員等に交付すること。

９　二輪車等の搬入

(1) 搬入後、移動先の社員等の立会いの上、現品に異状がないことを確認し、上記８(1)アからウまでの書類とともに引き渡すこと。

(2) 移動先の社員等に授受確認書を提出し、記名・押印を受けること。

(3) 搬入の際は、「授受確認書」とは別に、納品書又は送り状（様式適宜）を移動先の社員等に交付すること。

10　提出書類等

(1) 契約締結後速やかに、次のものを主管担当に提出すること。

ア　２６０㎞を超える距離区分及び１０ｔ車を使用した場合も含めた「料金表」
　なお、「料金表」については、前後の距離区分による契約単価を考慮し、主管担当及び受託者双方協議の上、決定するものとする。

イ　１０ｔ車による運送を行う場合に使用する受託者の運送拠点を示すリスト（様式適宜で運送拠点の名称、郵便番号及び住所が分かるもの）

(2) 運送を完了した月の翌月３営業日までに履行完了届（契約完了届兼成績書）、授受確認書及び別紙５「運送実績集計表」を主管担当に提出すること。
　なお、当該書類はそれぞれ上記６(1)の運送指示書で通知された車台番号順に並べること。

11　代金

(1) 別紙１「距離別運送車両数」に基づきこの契約の締結時に規定する距離別料金に運送数を乗じた代金を支払うものとする。

(2) 別紙１「距離別運送車両数」以外の車両の運送が発生した場合は、上記 10(1)により契約締結後に主管担当と協議の上決定する料金をもって支払うものとする。

12　災害発生時の対応

　地震、津波等による災害が発生した場合を想定し、受託者は、日本郵便株式会社の業務復旧のために、受託者の車両運搬車に関する「緊急通行車両等事前届出書」（ピンク色の様式）を各都道府県公安委員会へ届け出ること。

　なお、災害が発生した現地に行くことが困難な場合は、速やかに主管担当に連絡し、指示に従うこと。

13　業務の再委託

(1) 本件業務全部の再委託は禁止する。この業務の一部を第三者に再委託する場合は、再委託業務の内容、再委託先の担当者氏名その他再委託に係る契約の概要について、

書面で日本郵便株式会社に通知し、日本郵便株式会社の書面による承諾を事前に得なければならない。

なお、この業務の再々委託を行う場合についても、これに準ずるものとする。

(2) 受託者は、この業務の一部を第三者に再委託する場合は、日本郵便株式会社と受託者との契約条項を遵守できることを再委託の条件として示し、同条件を遵守する義務を課す旨の契約（守秘義務については、日本郵便株式会社と受託者との間の守秘義務と同等の守秘義務契約）を再受託者と締結しなければならない。また、受託者は、再受託者に対しては、再委託業務に必要な情報に限り開示することができるものとし、再受託者に開示した情報については、再受託者に対し、再委託された目的以外に使用し、又は受託者及び再受託者以外の第三者に開示し、若しくは漏えいしてはならない義務を課さなければならない。

(3) 受託者は、下請代金支払遅延等防止法を遵守し、下請業者に対する優越的地位の濫用を防止すること。

14　その他

(1) 実施内容の詳細については、主管担当（TEL082-224-5110）からの指示によること。

(2) この業務の遂行に当たっては、主管担当と密に連絡を取り、遺漏のないように取り運ぶこと。

なお、詳細については、主管担当からの指示によること。また、この仕様書に記載されていない事項がある場合又はこの仕様書に記載する事項について疑義が生じた場合は、随時、主管担当と協議し、解決すること。この場合、受託者は、当該協議に関する議事録を作成し、主管担当の確認を受けること。

(3) 契約の履行に当っては、安全確実に履行する体制を組み、善良な管理者の注意を持って、各作業を誠実に実施すること。

(4) 運送に当たっては、移動元及び移動先と十分に打合せの上、行うこと。

別紙1

距離別運送車両数

単位:両

車種別 キロ程	予定数量		
	1t車	2t車	4t車
	運送車両数	運送車両数	運送車両数
50 kmまで			
100 kmまで		1	
120 kmまで	1		
140 kmまで		1	
160 kmまで		1	
180 kmまで	1		
200 kmまで	1		
220 kmまで	1		
240 kmまで	1		
260 kmまで	1		
小　計	6	3	0

別紙2

業者名	
契約番号	
指示番号	
納期	自　年　月　日
	至　年　月　日

運　送　指　示　書

No	移動元					移動先					品名	車台番号	運送距離（km）
	局所コード	郵便局名	郵便番号	住所	電話番号	局所コード	郵便局名	郵便番号	住所	電話番号			
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
11													
12													
13													
14													
15													
16													
17													
18													
19													
20													

別紙3

■運送車両に積載する二輪車等の両数

対象車両	1トン車	2トン車	4トン車	10トン車
自動二輪車	1両	2～6両	7～9両	10～40両
原動機付自転車	1両	2～6両	7～9両	10～40両
電動バイク	–	1～5両	6両	7～12両
自転車	1両	2～6両	7～9両	10～40両
リヤカー	–	1～5両	6両	7～12両

授 受 確 認 書

指示番号－【※】

移動元郵便局
日本郵便株式会社
郵便局　　郵便局（旧集配センター）

現品発送担当者氏名　印　発送年月日

下記車両をお預けいたしました。

移動先郵便局
日本郵便株式会社
郵便局　　郵便局（旧集配センター）

現品受入担当者氏名　印　受入年月日

下記車両を受入いたしました。

項目	備考	
車両　（車台番号）		
自動車検査証		
メンテナンスノート		
取扱説明書		
工具類及び附属部品等		
リサイクル券		
軽自動四輪車：軽自動車税納税証明書（継続検査用） 自動車：自動車税納税証明書（継続検査用）		
自動車損害保険賠償責任保険証明書		

別紙4

契約番号	

運 送 実 績 集 計 表

No	指示番号	運送元	運送先	品名	車台番号	距離(km)	運送料金(円)
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
						小計	
						消費税	
						合計	